

6. 株式会社

所有と機能との完全な分離

今回のキーワード

- ⊕ 大規模公開株式会社
- ⊕ 所有と機能との分離
- ⊕ 専門的経営者と株主
- ⊕ 法的人格と自然人格（自然人）
- ⊕ 擬制資本
- ⊕ 発行市場と流通市場
- ⊕ 株主コスト

1. 株式会社の必然的発生

資本主義的営利企業の必然的帰結としての株式会社

1.1 株式会社を生み出す矛盾

株式会社“を”生みだす矛盾

- 社会的労働と私的所有との矛盾
↓ そこから派生する
- 資本（＝物件）と資本家（＝人格）との矛盾

株式会社の本質

＝所有と機能との分離の完成

- **資本所有**
 - 資本家＝株主は社外に
- **資本機能**
 - 資本機能を担うのは社内での労働者の共同体

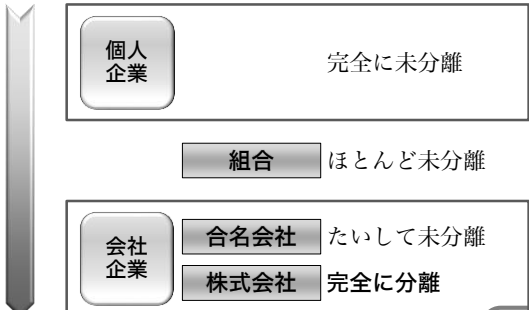
1.2 必然的形態としての株式会社

制度的な中間形態との関連で

持分会社			(3) 株式会社
(1) 合名会社	(2) 合資会社	(合同会社)	
全員 無限責任	有限と 無限と が併存	全員 有限責任	

試験範囲外

人格（資本家）からの
物件（資本）の分離



必然的形態としての株式会社(1)

- 会社企業の特徴を備えているのは、**大規模公開株式会社**だけである。
- 資本主義的営利企業の**必然的形態**として成立しうるのは以下のものだけである：
 - 個人企業
 - （大規模公開）株式会社

必然的形態としての株式会社(2)

- その中でも、資本主義的営利企業（または“資本”）の概念にピッタリと一致しているのは（大規模公開）株式会社だけである（あとはすべて過渡的・中間的形態）。
- ∴ 資本とは、
価値の自立的な増殖運動体（要するに、自己増殖し続ける自立化した物件）のことだから。

2. 株式会社における
資本所有と資本機能との完全な分離

資本の二契機の分離

目次

▶ 総論

1. 貸付資本
2. 銀行制度
3. 株式会社

2.0 総論

所有と機能との分離

- **資本所有と資本機能との分離**は：
 - 所 有と労働との分離の帰結である。
 - 人 格と物件との対立，ここでは
資本家と資本との対立の
別表現である。

この分離によって 克服する制限は何か？

- 資本主義社会（≡社会的労働）の発展を妨げる市場社会（≡私的所有）の制限の克服：
 - = 私的所有が持っている人格的制限
 1. 物件の量的制限
 - 自然人としての個人による自己所有
 2. 私的所有者と機能者との人格的不一致
 - 資本の私的所有者である資本家と
資本機能の媒介者としてふさわしい個人との
一致の偶然性

この克服によって 露呈する現実は何か？

- 資本主義社会にとっても必要な
資本主義社会を人格に対して正当化すべき
市場社会（≡私的所有）のタテマエの否定：
 1. 労働に基づく私的所有の否定
 - 不労所得の露呈
 2. 私的所有者としての自然人の否定
 - 経済的主体としての物件の露呈
 3. 個人主義的な自己責任原則の否定
 - 集団無責任体制の露呈

この克服によって 露呈する限界は何か？

- 資本（＝物件）自体が固定的・非弾力的な
私的所有の単位であるということ
 - パーチャルコーポレーションの不可能性
- どこかに資本家（＝私的所有者）を
設定しなければならないということ
 - 利潤の分配の必要性

機能資本家と貨幣資本家

- 機能資本家
 - 自ら資本を所有し、自ら労働（資本家的労働、つまり企業経営）する資本家。
 - 典型的には、個人企業のオーナー社長。
 - たとえ全額借入資本であっても、100%資本所有
- 貨幣資本家
 - 自ら貨幣資本を所有するが、自ら企業経営するのではなく、貨幣資本を貨幣市場（資本市場を含む）で運用する資本家
 - 貨幣資本を貸し付けたり、
 - 株式等の証券類を購入したり。

2.1 貸付資本

所有と機能との分離の第一段階

一方では所有が機能から分離する

- 貨幣資本家は
自己が所有する貨幣から発生した
現実資本の運動とは無関係である。
- 貨幣資本家の収入である利子は
純粋な不労所得（労働に基づかない所得）
である。

他方では機能が所有から分離する [制限の克服]

- 資本機能を担うのは、もともとの
貨幣資本の私的所有者ではなかった
機能資本家である。
- もともとの貨幣資本家ではなくても、
貨幣資本家から能力的に認められれば、
資本機能の媒介者としてふさわしい個人が
機能資本家になる。
※とは言っても、——

他方では機能が所有から分離する [制限の未克服(1)]

- 機能資本家自身は
現実資本の私的所有者である。
- 機能資本家が獲得するのは利潤である。
※どちらの制限も、株式会社では克服される。

他方では機能が所有から分離する [制限の未克服(2)]

- 機能資本家は他人である貨幣資本家の貨幣を利用するが、銀行制度によって媒介されない限りでは、——
 - この他人の貨幣は社会の貨幣とまでは言えず、
 - 貨幣資本家も、実際には
他の機能資本家でしかない。
- ※どちらの制限も、銀行制度・株式会社では克服される。

他方では機能が所有から分離する [制限の未克服(3)]

- 機能資本家と資本機能の媒介者としてふさわしい個人との一致は、まだ必然的になっていない（主観的にとどまる）。
 - 信用はそもそも（純粋に主観的な信頼ではなく）客観的なものだが、しかしなおその客観性は貨幣資本家個人の判断を越えていない。
 - 貨幣市場として現れる銀行制度、また資本機能の媒介者の労働力が原理的に市場で売買される株式会社において、この制限は克服される。

全く新しい形態で所有と機能とが直接的に統一されている

- 機能資本家は、借りた貨幣の私的所有権をも、それによって購買した生産要素の私的所有権をも、持っている。
- 貨幣資本家は、範疇的・必然的形態としてはそれ自身機能資本家にすぎない。
 - 機能資本家が自己の遊休貨幣資本（蓄積基金と減価償却基金など）を運用する

2.2 銀行制度

所有と機能との分離の第二段階

一方では所有が機能から分離する

- 根源的な貨幣資本家としての預金者はそもそも機能資本家とは全く無関係である。
- 機能資本家に相対する直接的な貨幣資本家としての銀行は他人の貨幣（機能資本家自身の私的所有物である当座性の預金）を自己の貸し金として貸し付ける。

他方では機能が所有から分離する(1)

- 貸付資本の場合に加えて、以下の3つの事情が加わる。いまや機能資本家は：
 1. 単なる他人の貨幣資本ではなく、社会の貨幣資本を利用する。
 - しかもこの場合の“社会”の貨幣資本には、他の機能資本家たちの遊休貨幣資本（貯蓄性預金）だけではなく、日常的に使われる一時金（当座性預金）も、さらには労働者を含むすべての社会構成員の所得も、含まれる。
 - 社会に存在する現金に対する私的所有の量的制限の枠内で最大限に貨幣を利用する。

他方では機能が所有から分離する(2)

2. 上記に基づいて銀行が創造した貨幣資本を利用する。
 - 社会に存在する現金に対する私的所有の量的制限の枠そのものを拡大する。
3. 機能資本家は資本機能の媒介者としてふさわしいかどうか、銀行によって審査され、モニターされる。
 - いまや機能資本家と資本機能の媒介者としてふさわしい個人との一致は個別的な主観性を脱却している。

全く新しい形態で所有と機能とが直接的に統一されている

- 直接的な貨幣資本家としての銀行が、当座預金勘定を通じて借り手の機能資本家の出納を管理している。
- 機能資本家は、名目上も自分自身が私的所有している貨幣で投資をおこなっている。

2.3 株式会社

所有と機能との分離の第三段階

一方では所有が機能から分離する

- 株主（＝資本所有者＝資本家＝人格）は全く経営にタッチせず、資本機能から排除されている。
- 株主の収入である配当は純粋な不労所得（労働に基づかない所得）である。

一方では所有が機能から分離する [補足]

- やがては機関化を通じて、株主自体が自然人ではなくなる。
 - 機能資本家は消滅したが、貨幣資本家は物件になる。
- 機関投資家が運用している資金のかなりの部分が（年金基金を筆頭とする）労働者の貨幣である。
 - （株券だけでなく社債・CPを含めて）金持ちから貧乏人まで、社会の貨幣が株式会社に集中する。

他方では機能が所有から分離する(1)

- 資本機能を担うのは経営者から派遣にいたるまで単なる労働者であるにすぎない。
 - これらの労働者に対して、会社の資産は他人の私的所有物として対立している。
※逆に、他人の私的所有物だからこそ、労働者は無責任に浪費しもある。
- 経営者の収入も原理的には賃金に過ぎない。
- これに対して、利潤は原理的に会社＝物件のものである。

他方では機能が所有から分離する(2)

- 専門的経営者の労働力は、資本機能の媒介者としてふさわしいかどうか、原理的・システマ的には労働力市場を通じて社会的・客観的に品質確認可能になっている。
 - また株主総会を通じて承認されている。
※ただし、実際には、同じく株式会社のメカニズムによって、株主総会は形骸化するし、労働力市場も内部化されうる。
- いまや専門的経営者と資本機能の媒介者としてふさわしい個人との一致は、資本所有からの資本機能の完全な分離によって、原理的・システマ的には必然性を獲得している。

全く新しい形態で所有と機能とが直接的に統一されている

- 機能資本である会社（＝物件）が法的人格を獲得して私的所有者（＝人格）として会社の資産を所有している。
- 人格と物件とが直接的に統一されている。
- しかし、会社によるこの所有は市場社会に照応する私的所有とは原理的に全く異なっている

私的所有の原則の喪失

- 私的所有の規律（私的所有者の自己責任原則）がなくなる。
 - 会社が債務超過で倒産しても、誰も債権者に責任をとらない。
- 自己労働に基づく私的所有という正当化内容がなくなる。
 - 配当は純粋な不労所得である。
- 自然人としての人格が私的所有者であるという人格の原則がなくなる。
 - 物件が私的所有者として現れる。

従来の制限の克服

- 資本家の私的所有物の量的制限の克服
 - 会社は他人の、しかも社会の私的所有物（資本金）でビジネスしながら、しかも自分の私的所有物に変換している（返済しない）。
- 資本家の個人的能力による制限
 - もはや私的所有者としての資本家の個人的能力は資本の価値増殖とは全く無関係である。

限界の露出

- 会社（＝物件）自体が私的所有の固定的・非弾力的な量的単位である。
- 市場社会において活動する限り私的所有者、すなわち株主は必要である。
- 会社は株主には、利潤の一部を配当として分配しなければならない。

3. 経営者と資本家との違い

労働者としての専門的経営者と
資本家としての株主

前提

- 以下では、経営者と言う場合に、代表取締役を含む取締役を想定する。
 - しかし、実際には、法的責任・権原ではなく、経済的な資本機能に即して考える限り、取締役とその他の管理職との区別は相対的なものでしかない。
- 専門的経営者と言う場合に、株主ではないような、従って経済的には専らその能力を買われて選任されたような、雇われ者の経営者を想定する。

経営者と資本家 [結論]

- Q** 実質的には経営者が資本家なのでは？
A 資本家かどうかは形式を要件とする。
 そして、
形式的には、経営者は資本家ではない。

以下この順序で説明 [目次]

1. 所有にそくして
 - 株主だから
資本家なのでは？
2. 機能にそくして
 - 資本機能を果たしているから
資本家なのでは？
3. 収入にそくして
 - 利潤を手に入れているから
資本家なのでは？

3.1 所有にそくして

株主だから資本家なのでは？

偶然性としての大株主経営者

- 確かに、筆頭株主が経営者になっているような株式会社も
現実的・偶然的には存在する。
- しかし理論的・必然的には例外でしかない。
 - 創業して間もない会社の場合は？
 - やがて代を重ねると、
資本が希釈せざるを得ない。
 - 非公開会社の場合は？
 - そもそも株式会社が社会的に必要なのは
巨額の貨幣を社会から集めるためである。

必然性としての専門的経営者

- そもそも株式会社が成立したのは、
 - 個別的資本を社会から集中するため
 - 資本（＝物件）を資本家（＝人格）から
独立させるため
- どちらで見ても、
経営者が株主である必然性はない。
- むしろ、
システム内の株式会社の意義に即しては、
専門的経営者こそが必然的である。

専門的経営者による株式取得は？

- 大規模公開株式会社の場合には、
過半数はもちろん、
支配的力を行使するだけの株式さえをも、
専門的経営者個人が取得するのは困難。
- この場合の専門的経営者は、
株主としては確かに資本家だが、しかし、
資本家だから経営者になったのではない。
会社に雇われたから経営者になったのである。
そして、経営者として株式を取得したのである。
- これに対して、機能資本家は資本家（資本の私的所有者）だからこそ経営者になったのである。

3.2 機能にそくして

資本機能を果たしているから資本家なのでは？

資本機能を果たしているから 資本家なのでは？ [総論] (1)

- 確かに、専門的経営者は資本機能を果たしている。
- しかし、すべての労働者がその役割に応じて資本機能を果たしているのであって、その点では誰でも同じである。
- 問題は、どういう資格で資本機能を果たしているか。すなわち、所有者として果たしているのか、そうではないのか。

資本機能を果たしているから 資本家なのでは？ [総論] (2)

- 機能資本家の場合には、たとえ全額借入資本であっても、現実資本は自分の私的所有物。
 - 現実資本に対して、自分のものに対する仕方に関係する。
 - この物件に対する関連では、人格的に振る舞う。
- ✎ これに対して
- 専門的経営者の場合には、現実資本は他人の（＝会社の）私的所有物。
 - 現実資本に対して、他人のものに対する仕方に関係する。
 - 他人の物件の単なる管理者であり、この物件に対する関連では、この物件に雇われ使われる者として非人格的に——その意味では物的に——振る舞う。

1. 会社を支配しているから 資本家なのでは？

- 専門的経営者が支配しているのは会社そのもの＝法人ではなく、企業＝労働組織。
- しかも専門的経営者は会社に雇われている雇われ者であって、会社の名前・権原で、会社の代理人・管理人として企業を支配しているだけ。

2. 労働組織を管理しているから 資本家なのでは？

- 確かに、専門的経営者は、直接労働とは異なる管理労働を行っている。
- しかし、管理労働を行っているという点では、取締役も、取締役ではないような管理職も全く同じである。

3. ヒラ社員と利害対立しているから 資本家なのでは？

- 確かに専門的経営者は単にヒラ社員の支配によって、また場合に応じては減給・解雇によって経済的な利益を獲得する。
- ✎ しかし、
 - ヒラ従業員と非正規従業員とも対立している。
 - 従業員同士も対立している。
- ↓ 要するに
 - 利害対立を前提した社会システム

3.3 収入にそくして

利潤を手に入れているから資本家なのでは？

1. 利潤を手に入れているから 資本家なのでは？(1)

- 確かに一部の取締役が得ている報酬は明らかに賃金を超えており、利潤からの控除と言える。
- しかし、それは資本量に比例するという利潤の原理に基づくのではない。
 - ◇ これに対して
 - 配当は資本（＝株式）に比例する。

1.利潤を手に入れているから 資本家なのでは？(2)

- しかも、ヒラ社員・管理職の場合にも賞与などの一部は、もはや賃金というよりは、利潤からの控除という性格を強く持つ。
 - ただし日本企業の“ボーナス”はやや異質
- 問題は、どういう源泉に基づく収入なのか、何故に利潤のおこぼれを獲得できるのか、ということ。
 - 一般の賃金労働者の場合と同様に、専門的経営者の場合にも、労働力の販売から生じる収入。

1.利潤を手に入れているから 資本家なのでは？(3)

- そもそも利潤が生じているのは、現実資本そのもの
- 株式会社の場合には、利潤を獲得するのは、法的人格としての株式会社
 - 配当も賃金を超える賞与も、どちらも利潤のおこぼれにすぎない。
 - ただし、配当は資本所有から生じるのに対して、役員報酬は労働力の販売から生じる。

2. 法律的形式と経済的形式

- 確かに、法律的には、委任契約に基づく役員報酬は、雇用契約に基づく賃金とは区別されている。
- しかし、経済的には、“会社の雇われ者”という意味では、専門的経営者も他の従業員も全く同じ。
 - この点は、内部昇進による取締役の選任と、株主総会形骸化における取締役による取締役の選任とが妥当する場合には、いっそう明瞭になる。

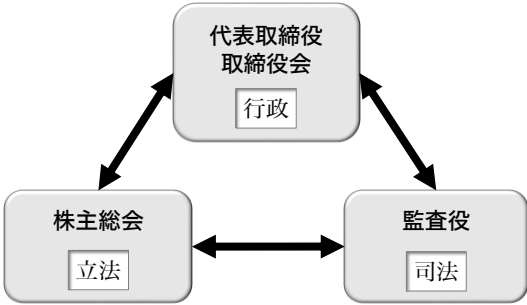
4. 法人としての株式会社

株式会社の法的構成

はじめに

- 今日の日本では、通常、
 1. 法的人格は、法的に承認された人格（今日の民法では権利能力を持つ者として抽象化・一般化されている）を指す。
 2. 権利能力を持つという法的人格の人格性（法的人格が法的人格たる所以）を法人格と呼んでいる。自然人格だけではなく、財団・社団も法人格を獲得することができる。
 3. 法人と言ったら、もっぱら、自然人格（自然人）ではないような法的人格（法的擬制によって法人格を獲得した財団・社団）を指す。
- しかし、この講義では、その発生から捉えるために、法人と法的人格とを同じものとして説明する。それによって、どの人類社会にも共通な経済活動および私的所有で出てきた人格の基礎上に、今日の株式会社を位置付ける。

三機関の政治的アナロジー



日本の会社法での株式会社

- 営利
 - ⇨ 非営利
- 社団
 - ⇨ 組合
 - ⇨ 財団
- 法人
 - ⇨ 自然人

試験範囲外

社団と財団

- 財団
 - = 同一の目的のために拠出された財産（つまり目的財産）
 - モノ（＝物件）の集合
- 社団
 - = 同一の目的のために集まった人（つまり団体）
 - ヒト（＝人格）の集合
 - 後述するように、法的・形式的には人格の団体だが、経済的・実質的には物件である。
 - 社団の構成員が社員（≒社員員）

参考

試験範囲外

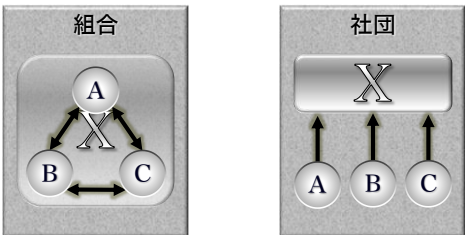
社団と組合(1)

- 組合
 - ≡ 任意組合
 - 団体が構成員に解消可能
- 社団
 - 団体が構成員から自立化
 - 自立化している以上、事実上・内容上では、人格の団体ではなく、物件

参考

試験範囲外

社団と組合——対内関係



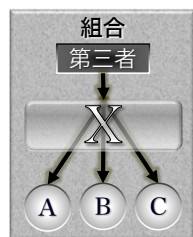
- 組合員相互が（組合によって媒介されずに）直接的に関係を持つ。

- 社員は直接的には社団と関係を持つだけである。

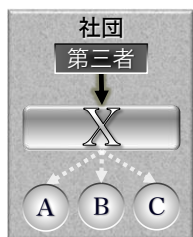
参考

試験範囲外

社団と組合——対外関係



- 第三者の、組合に対する関係は、組合員に対する関係に還元される。



- 第三者の、社団に対する関係は、社員に対する関係に還元できない。

参考

試験範囲外

社団の構成員

- 法的・形式的には、社団が人格（市場においては私的所有者）の集合である以上、その構成員（≒社員）には、会社の従業員は含まれない。

∴何故ならば、従業員は資本の存在形態としては、物件——主体としての会社の命令に従う、会社の客体——だからである。

参考

法人(1)

■ 法人（≒法的人格）

- ≒法的に（従ってその意味で社会的に）承認された人格
- 法律的・形式的・現象的には、権利能力を持つ主体として普遍化されている。
- 経済的・実質的・本質的には、商品と交換する人格である。
 - 従って、交換過程における私的所有者同士の相互的承認にその必然的根拠がある。

法人(2)——自然人としての法人

- そもそも交換の当事者として市場社会を形成するのは自然人としての個人だけであった。
- ↓ それゆえに
- そもそも 自然人としての個人だということこそが法人≒法的人格の条件である。

法人(3)——自然人ならざる法人

- しかし、自然人ならざる物件が法的人格に擬制される。
 - 株式会社の場合には、個々の社員（≒社団の構成員——この場合には私的所有者としての株主——）から独立した社団（＝事実上、人格の団体ではなく物件）が経済的行為を行うために、法的人格に擬制される
- 今日では法人と言えば、自然人ならざる法人を意味する。

重い責任と無責任体制

- 無責任な資本家と無責任な会社（または経営者）
- 会社（資本＝物件）
 - 会社にとって株主はコストである。
 - 経営者にとって私益の追求と株主利益の追求とが一致する必然性はない。
- 株主（資本家＝人格）
 - 株主が負う責任は有限である。

株式会社 “が” 生みだす矛盾

- 株主＝従業員の矛盾
 - [一例] 賃金カットすればするほど儲かる。
- 株主と会社との矛盾
 - [一例] 配当を減らせば減らすほど内部留保が増える。
- 株主と経営者との矛盾
 - [一例] 経営者は私欲をもっているのに株主の忠実な代理人でなければならない。

会社法人の自立性

- 法人擬制説
 - 私的所有のタテマエにしがみつ়く立場
- 法人実在説
 - 私的所有の破綻という現実 にしがみつ়く立場

5. 擬制資本の形成

擬制資本とは？

- ⇒ 定期的収入の資本還元によって成立するような、それ自体全く自己価値ではないような資本
- 株式会社の場合には、配当の資本還元に基づいて、株式が擬制資本として流通市場で転々流通する。
 - その際に、株式という権利が、人手から人手に転々流通できるように、物件形態を取ったのが株券。
 - 日本では、今日では、有価証券としての株券については不発行が原則になっている。その場合にも、株式は、振替口座でのデジタルデータとして物件的に存在している。
 - 現実的には、市場株価は、配当の資本還元によって成立した理論株価から乖離していく。

現実資本と擬制資本との分離

- 資本所有が擬制資本として売買され、転々流通する。
 - 発行市場からの流通市場の派生
- この擬制資本は：
 - 現実資本から分離した貨幣資本の運用先になる。
 - それ自体、現実資本株式会社から分離した一種の貨幣資本になる。

株式の保有動機

1. インカムゲイン
 - 配当動機
2. キャピタルゲイン
 - 転売動機
3. 会社支配
 - 議決あるいはM&A

株式流通の意義(1)

- 発行市場において払い込まれた資本金と流通市場において株式を入手した現実の株主とは原理的に無関係になる。
 - 株式が流通する限りでは、いまや最終的な資本家＝株主は、流通市場で株式を買っただけであって、発行市場で株式を買った株主すなわち《資本金の出資者》ではない。

株式流通の意義(2)

- 現実資本の運動と擬制資本の流通とは直接的には無関係になる。
 - 人格と物件との対応関係について言うと、株主（＝資本家、私的所有者）構成の変化からは全く独立に、現実資本としての株式会社がgoing concernとして安定的に存続している。
 - 物件と物件との対応関係について言うと、株価（＝擬制資本の価格）が10%上昇したからと言って、会社（＝現実資本）の利潤なり売上高なりが10%増大するわけではない。逆も同じ。
- ※ もちろん、全く無関係であるわけではない。発行済み株式時価総額が上昇すれば、時価発行の場合にはプレミアムを入手することができる。それを別にしても、社債・CP発行、新株発行、銀行借入も容易になる。こうして会社の増大に帰結しうる。

会社にとっての株式と社債との違い

- 会社にとっては、株式も社債もどちらも社会の貨幣を集める手段にすぎず、株主も社債保有者もどちらも利潤最大化にとってのコストにすぎない。
 - 唯一の質的な（＝根本的な）違いは貸付かどうか、つまり返済する必要があるかどうか
 - 優先株と劣後債との違いは量的な（＝程度の）違い

結論

- ❖ 株式会社は資本所有と資本機能との分離の完成である。
- ❖ 株式会社においては、資本家＝株主は企業内部からは排除されている。
- ❖ 株式会社は、物件でありながら、法的な人格を獲得して、私的所有者としてふるまっている。